

労基みえ

第199号 令和5年4月1日発行

発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会
津市上浜町1丁目293-4

TEL (059) 227-1051
FAX (059) 227-1739

URL <http://www.mierouki.or.jp>
E-mail:roukimie@mierouki.or.jp



雀と桜 九華公園（桑名市）

I 三重労働局行政運営の基本方針

労働行政を取り巻く情勢

少子高齢化・生産年齢人口の減少という構造的な課題がある中で、成長と分配の好循環による持続可能な経済社会を実現するには、人への投資を強化する必要がある。

三重県においては、求人倍率は新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準にあるなど、雇用情勢は改善の動きが継続しているものの、過去3年間のコロナ禍における感染拡大防止にかかる行動制限等により、特定の業種においては、働く場の減少などの雇用への影響が依然として見受けられる。

こうした状況に対応するため、「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」をはじめとし、多様な人材の活躍推進や、多様な働き方への支援のための各種施策を講じる。

三重労働局においては、地方自治体、労使団体等との連携を密にし、地域の実情に応じた取組を進め、地域における総合労働行政機関として、労働基準監督署及びハローワークと一体となって施策を推進する。

II 三重労働局が推進する主な重点施策

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

〈課題〉

最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)において、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指すとされており、事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが不可欠である。

〈取組〉

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であることから、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げの支援等を図るとともに、業務改善助成金の充実により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援する。

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化

施策パッケージ」に基づき、労働局及び監督署においても、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行う。

さらに、三重働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対して支援を行う。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

労働者のセーフティネットとして位置づけられる最低賃金制度を適切に運営していく必要があるため、三重県下の経済動向及び実情を踏まえつつ、三重地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。改定された最低賃金額については、労使団体をはじめ自治体の広報誌等を通じ効果的な周知を図るとともに、的確な監督指導を実施しその履行確保を図る。

2 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

〈課題〉

「パートタイム・有期雇用労働法」は中小企業含め全面適用されており、雇用形態に関わらない公正な待遇（同一労働同一賃金）の確保に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員転換を強力に推し進めるとともに、併せて派遣労働者の処遇改善に向けた取り組みについても重点的に行う必要がある。また、無期転換ルールについて、労使双方に対する認知度向上のため、制度の更なる周知が必要である。

〈取組〉

(1) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく報告徴収、指導監督等を実施することにより、法の着実な履行確保を図る。あわせて、同一労働同一賃金等に取り組む先行企業の事例の収集等により、非正規雇用労働者の待遇改善に係る事業主の取組機運の醸成を図る。

また、監督指導時等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、非正規雇用労働者の待遇改善を図る。

(2) 無期転換ルールの円滑な運用

令和 6 年 4 月施行の労働基準法施行規則などの改正省令を踏まえ、労働基準法に基づく労働条件明示の明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加する無期転換ルールの円滑な運用のための制度見直し等について周知・啓発を図る。

3 安全で健康に働くことができる環境づくり

〈課題〉

生産性を高めつつ労働時間の短縮等に向けた具体的な取組を行い、働き方改革を実現することができるよう、中小企業・小規模事業者等に寄り添った相談・支援を推進することが重要である。

働き方改革の課題のひとつである長時間労働を抑制するため、事業主の労働時間短縮に向けた取組を促すとともに、中小企業・小規模事業場等への相談・支援を推進する必要があることに加え、最低基準である労働基準法等の履行確保を図る必要がある。

さらに、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、令和 5 年度を初年度とする第 14 次労働災害防止計画（以下、「14 次防」という。）が策定されたことを踏まえ、同計画にも定められている自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発や、労働者の作業行動に起因する労働災害、高齢労働者等の労働災害及び業種別の労働災害防止対策を推進するとともに、化学物質等による健康障害防止対策等にも取り組

んでいく必要がある。

労災保険給付については、標準処理期間内の迅速かつ的確な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期する必要がある。

職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけるもので、働く人の能力発揮の妨げ等になるため、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進する必要がある。

〈取組〉

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援等

三重働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、相談対応やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行う。また、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。

全ての監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、きめ細やかな相談・助言等を行う。

② 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施する。

また、「過重労働解消キャンペーン」期間（11月）において、長時間労働の抑制・過重労働解消に向けた気運の醸成を図る。

③ 時間外労働上限規制適用猶予業種における勤務環境の改善

令和6年4月から時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた医師、自動車運転者、建設業等についても、上限規制が適用されることとなる。

医師については、都道府県医療勤務環境改善支援センターなどと連携し、宿日直許可申請等に関する医療機関からの相談に対し、懇切丁寧な対応を行う。

自動車運送業については、令和6年4月から適用される改正後の改善基準告示について労働時間等説明会等において丁寧に周知を行う。トラック運送業については、労働基準監督署において、発・着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての配慮を要請するなどの取組を実施する。

建設業については、発注機関等と連携の上、関係業界団体等を活用するなど、建設業界全体に対し、労働時間に関する法制度等の周知、労働時間削減等の理解の促進等を図る。

④ 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止については、例年11月に実施している「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的な周知啓発を行うなど、引き続き、関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努める。

⑤ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、例年10月に実施している「年次有給休暇取得促進期間」や、年次

有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う。

年 5 日以上 of 年次有給休暇（以下「年休」という。）の確実な取得に向け時季指定義務を遵守するよう指導を徹底し、法違反の是正に当たっては、自主的な取組が進むよう丁寧な助言等を行う。

また、病気休暇、ボランティア休暇等の特別休暇についても、企業への導入を図る。

(2) 労働条件の確保・改善対策

事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立と定着を図るため、監督指導等を通じて労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処する。

(3) 第 14 次労働災害防止計画の推進

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むため、様々な機会を通じて、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について、積極的に周知啓発を図る。

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

中高年齢の女性を始めとして発症率が高く、小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）への対策については、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会の設置・運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運の醸成を図る。

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図る。

④ 労働者の健康確保対策

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行うとともに、労働者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行うほか、「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」について周知を行う。

また、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）」に基づく事業場における健康保持増進の取組を促進するため、取組方法や好事例を示した手引や事業者が医療保険者と連携して実施したコラボヘルスの取組に要した費用の一部を補助するエイジフレンドリー補助金の周知を行う。

さらに、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、産業保健総合支援センターが行う産業医等の産業保健スタッフや事業者向けの研修、地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援、（独）労働者健康安全機構による団体経由産業保健活動推進助成金等について利用勧奨を行う。

⑤ 化学物質等による健康障害防止対策

令和 4 年 2 月及び 5 月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、その円滑な実施のため引き続き周知を図るとともに、S D S（安全データシート）等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置が適切に実施されるよう丁寧な指導を行う。

労働者の化学物質のばく露防止に向け、呼吸用保護具の適正な使用が重要であることから、フィットテストの円滑な導入に向けた周知を行う。

石綿障害予防規則に基づく措置の履行確保のため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨及び当該講習

の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む発注者への制度の周知を図る。

(4) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、引き続き、ガイドライン等の周知啓発を行う。

(5) 労災保険給付の迅速・適正な処理

①過労死等事案に係る迅速・的確な労災認定

社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案について、引き続き、認定基準等に基づく、迅速・適正な事務処理を推進する。

②新型コロナウイルス感染症に係る迅速・的確な労災認定

業務に起因して新型コロナウイルス感染症に感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となること等について積極的に周知を行う。また、令和 4 年 1 月の省令改正に基づき講じられている新型コロナウイルス感染症に関する保険給付の額をメリット収支率に反映させない措置について、適正な運用を行う。

(6) 総合的なハラスメント対策の推進

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠出産、育児休業等に関するハラスメント等に係る雇用管理上の防止措置を講じていない事業主に対し、厳正な指導を実施すること等により、法の履行確保を図る。また、就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進については企業の取組を促すとともに、学生等に対しては大学等への出前講座等の機会を活用して積極的な周知に努める。職場におけるハラスメントの撲滅に向け、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主等への周知啓発を実施する。また、カスタマーハラスメントの防止対策の推進に向け、企業の取組を促す。

(7) 早期の紛争解決に向けた体制整備

複雑困難化している労使間における紛争を円滑に解決するため「紛争解決援助制度」を適切かつ積極的に運用する必要がある。

総合労働相談コーナーでは、いじめ・嫌がらせや新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談など、あらゆる個別相談にワンストップで対応するとともに、労働局長による助言・指導の効果的な実施や三重紛争調整委員会によるあっせんの迅速対応等により、個別労働紛争の早期解決を促進する。

「委託状況届」の提出をお願いします！

家内労働（いわゆる内職）の仕事を委託している方は、家内労働法に基づき、毎年 4 月 1 日現在における状況を『委託状況届』（家内労働法様式第 2 号）に記入して 4 月 30 日までに三重労働局長へ提出して下さい。

問合せ先：三重労働局賃金室（電話 059-226-2108）

賃金引き上げに向けた各種支援策をとりまとめた特設ページが開設

賃金引き上げに向けた取り組み事例のほか、生産性向上や業務効率化のための各種助成金等に関する情報、地域・業種・職種別の平均的な賃金額検索機能などを掲載しています。是非、ご活用ください。

賃金引き上げ
特設ページ



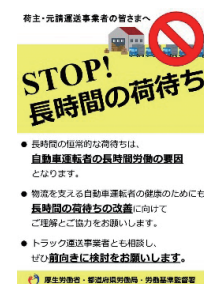
荷主・着荷主・元請運送事業者の皆様へのお願い ～STOP!長時間の荷待ち～

荷主は、荷物の出し手である発荷主だけではなく、荷物の受け取り手である着荷主も該当します。

長時間の恒常的な荷待ちは、自動車運転者の長時間労働の要因となります。

物流を支える自動車運転者の健康のためにも、長時間の荷待ちの改善に向けて、ご理解とご協力をお願いします。

荷主関係
三重



労働基準法・最低賃金法などに定められた届出や申請は 電子申請を利用しましょう

届出・申請可能な主な手続

- 労働基準法に定められた届出 **51種類**
時間外・休日労働に関する協定届 (36協定届)
就業規則 (変更) 届出
1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
- 最低賃金法に定められた申請 **9種類**
最低賃金の減額特例許可の申請 など

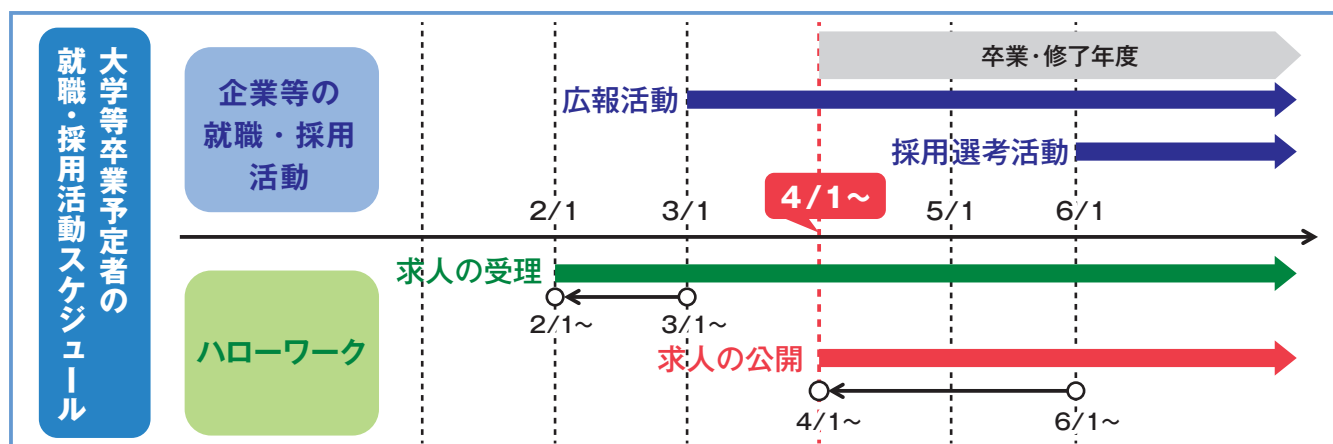
「e-Gov(イーガブ)」の
ホームページから電子申請が
利用できます。

e-Gov



大学等卒業予定者の採用をお考えの事業主の皆さまハローワークからのお知らせです。

令和5年度の大学等卒業予定者を対象とした求人公開日は4月1日からです!



求人公開の時期を早めることで、学生の皆様は十分な業界研究を行うことが可能となるほか、企業の皆様も学生への広報活動を有効に行うことが可能となりますので、ぜひご活用ください。
なお、求人公開後であっても、5月31日以前に採用選考活動（ハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）を含む。）を行うことのないようご注意ください。

お問い合わせ先：三重労働局 訓練室 TEL059-261-2941

三重県内企業の障害者の雇用状況

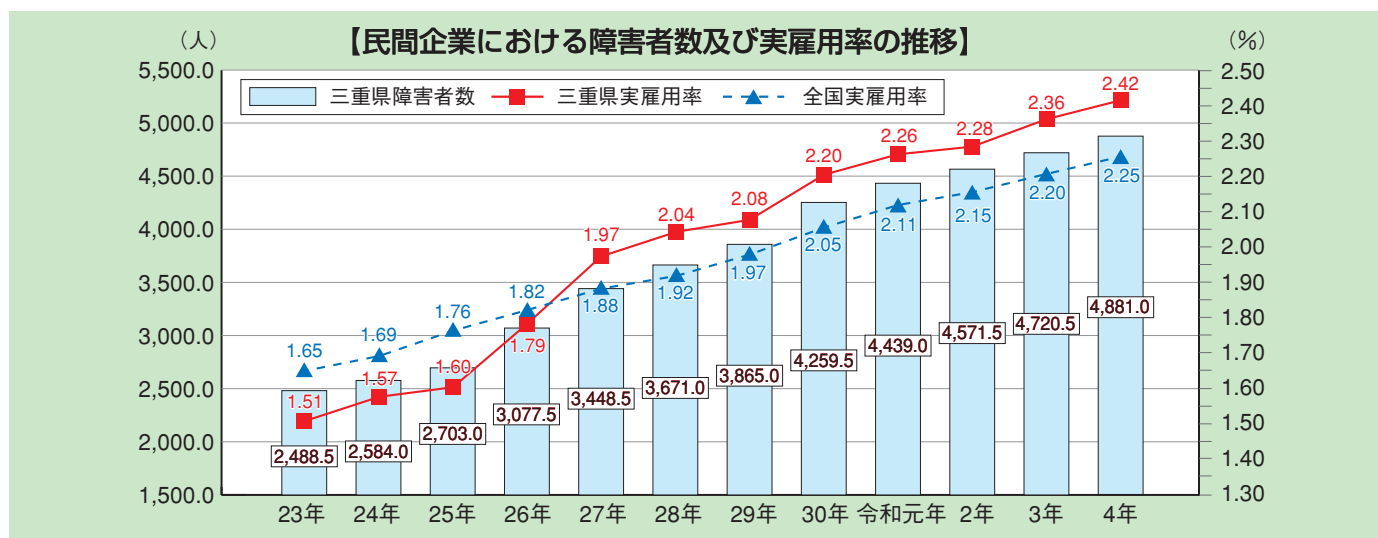
障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主1,273社の状況をまとめたものです。

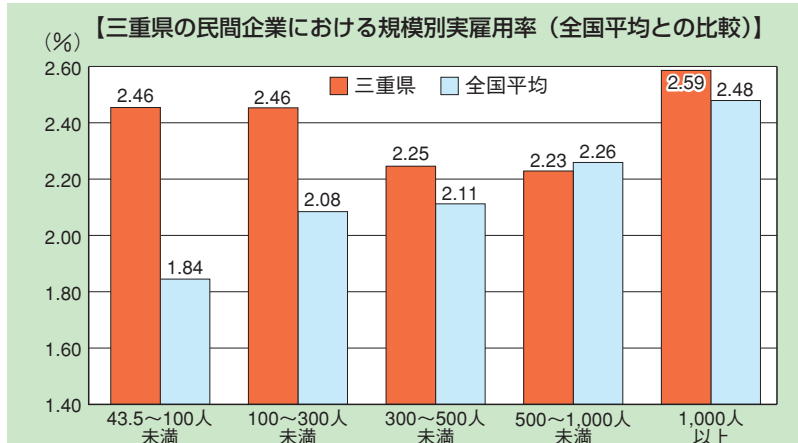
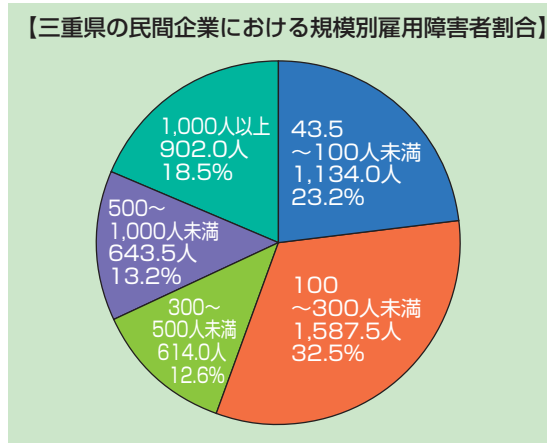
○三重県内の民間企業における障害者雇用率2.42%（全国平均：2.25%）

○法定雇用率達成企業の割合は59.1%（全国平均：48.3%）

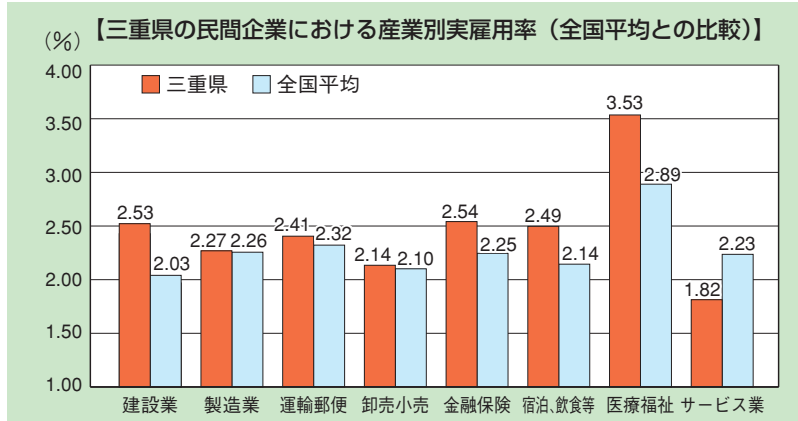
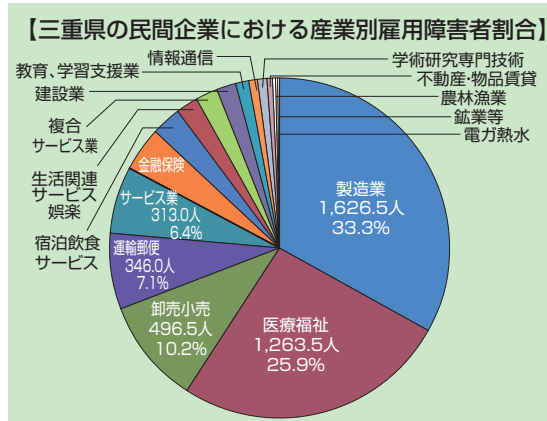
・雇用者のうち、身体障害者は2,736.5人（対前年比2.3%増）、知的障害者は1,142.0人（同1.3%増）、精神障害者は1,002.5人（同9.1%増）とすべての種別で増加した。



○企業規模別の状況



○産業別の状況

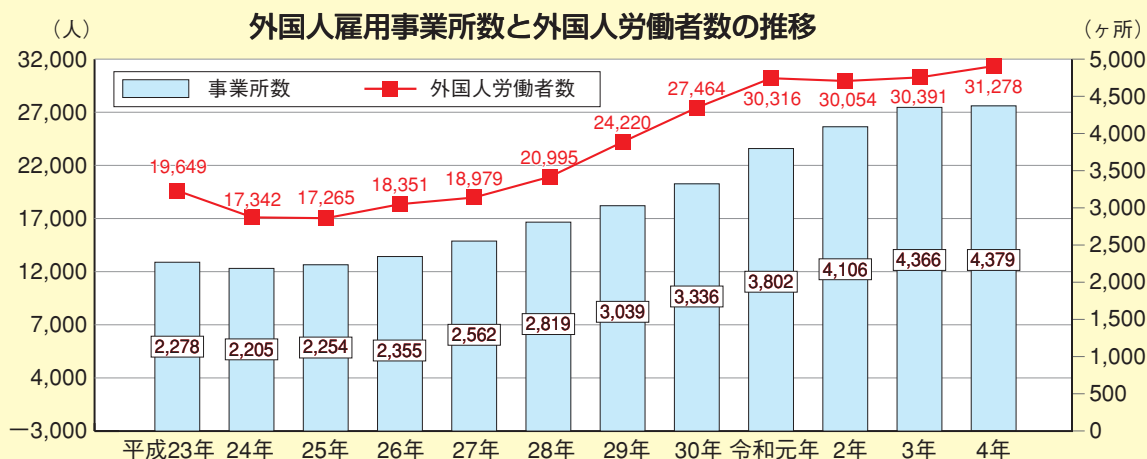


「外国人雇用状況」届出状況

「労働施策総合推進法」では、外国人労働者の雇入れ又は、離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格等をハローワークに届け出ることを義務付けています。

令和4年10月末現在の状況は、以下の通りです。

○外国人労働者数は、31,278人（前年同期比887人増加）、外国人を雇用している事業所は、4,379カ所（前年同期比13カ所増加）で、平成19年10月1日からの届出義務化以降、共に最高となっています。



事業主・労働者の皆さまへ



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金は 3月31日をもって終了予定です

小学校休業等対応助成金は、令和5年3月31日までの休暇取得分をもって制度を終了する予定です。最終の申請期限は以下の通りです。

※4月以降は両立支援等助成金（育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例）を設ける予定です。
詳細は決まり次第、厚生労働省HPIにてご案内します。

【助成対象】令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただければ幸いです。**

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額^{※1}×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

※1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額あり）

休暇取得期間	日額上限額	申請期限 ^{※2}
令和4年12月1日 ～令和5年3月31日	8,355円	令和5年5月31日(水) 必着

※2 令和3年8月1日～令和4年11月30日までの休暇に係る申請受付は原則として終了しています。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合（以下Ⅰ又はⅡ）は、申請期限経過後に申請することが可能（令和5年6月30日まで）です。

- Ⅰ.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
- Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

お問い合わせ先

三重労働局雇用環境・均等室

電話：059-261-2978

労働保険年度更新のお知らせ

令和5年度の労働保険年度更新の申告納付の
手続は **6月1日から7月10日** までです。

<年度更新に関するお知らせ>

労働保険年度更新申告書は、5月末日頃に郵送される予定です。

申告書の提出は、来庁していただくことなく、可能な限り「郵送」・「電子申請」にて提出していただくよう、ご協力をお願いします。

なお、申告書の受付・相談は、県下労働基準監督署（雇用保険料のみの申告書は除く）、三重労働局労働保険徴収室において、**6月1日から7月10日**まで行っておりますので、申告書の作成等、不明なところがあれば電話で照会をお願いします。

また、申告書の提出は、納付する保険料がある場合、金融機関でも可能です。

令和5年度の雇用保険率は下記のとおり変更されます。
（なお、労災保険率の変更はありません。）

事業の種類	雇用保険率	うち労働者負担分	うち事業主負担分
一般の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
農林水産・清酒製造 の事業	17.5/1000	7/1000	10.5/1000
建設の事業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000

令和2年4月1日から、すべての雇用保険被保険者について、雇用保険料の納付が必要となりました。これに伴い、高年齢労働者から雇用保険料（被保険者負担分）の徴収も必要となります。

<便利な手続き>

年度更新手続きを含む労働保険関係の各種手続きについて、会社や自宅のパソコンで**電子申請**を行うことができます。電子申請を行うことで、労働局・監督署・安定所の窓口に行く必要がなくなり、移動費用や人件費などのコストの削減につながります。詳しくは厚生労働省及び三重労働局のホームページをご覧ください。

労働保険料等の納付について**口座振替**がご利用いただけます。口座振替の申込みは、「厚生労働省ホームページから申込用紙をダウンロード又は労働局・労働基準監督署で入手して、口座振替を行う金融機関の窓口へ提出」といった簡単な手続きで行うことができます。

三重県内の労働災害発生状況

	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和 3年	令和 4年	対前年 比	令和 3年	令和 4年	対前年 比	
	3月8日速報			2月末			
全産業	17	8	-53%	2,173	2,270	+97	+5%
製造業	4	1	-75%	542	591	+49	+9%
鉱業	0	0	±0%	10	2	-8	-80%
建設業	6	5	-17%	264	285	+21	+8%
運輸業	4	0	-100%	287	290	+3	+1%
林業	0	0	±0%	35	25	-10	-29%
商業	2	0	-100%	306	376	+70	+23%
保健衛生業	0	0	±0%	276	274	-2	-1%
その他の産業	1	2	+100%	453	427	-26	-6%

製造業 内訳	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和 3年	令和 4年	対前年 比	令和 3年	令和 4年	対前年 比	
	3月8日速報			2月末			
食料品	1	0	-100%	121	138	+17	+14%
木材・木製品	0	0	±0%	21	19	-2	-10%
化学工業	0	1	-	54	72	+18	+33%
窯業土石製品	1	0	-100%	48	34	-14	-29%
金属製品	1	0	-100%	79	93	+14	+18%
一般機械	0	0	±0%	48	54	+6	+13%
電気機械器具	0	0	±0%	28	33	+5	+18%
輸送用機械	0	0	±0%	45	48	+3	+7%
その他の製造業	1	0	-100%	98	100	+2	+2%

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」（新型コロナウイルス感染者を除く）

死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進大会(仮称)の開催

日時：令和5年7月5日(水) 13時00分～

場所：三重県総合文化センター 文化会館 小ホール(入場無料)

内容：労働災害防止に関する講演など

～みんなで防ごう 熱中症～

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

準備期間：4月1日～4月30日

取組期間：5月1日～9月30日

全基連三重県支部からのお知らせ

外国人技能実習制度に基づく養成講習のご案内

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（全基連）三重県支部では、令和5年度においても、外国人技能実習制度に基づく養成講習を予定しています。実習実施者の皆さま方は、当支部の開催する養成講習を受講いただきますようご案内いたします。

講習名	実施月日	会場
技能実習責任者講習	6月21日	津フェニックスビル6階講習会場(津)
技能実習指導員講習	6月22日	津フェニックスビル6階講習会場(津)
生活指導員講習	6月23日	津フェニックスビル6階講習会場(津)

連合会活動日誌

(令和5年1月～3月)

◆1月12日 内宮において令和5年安全祈願祭・新春賀詞交換会を開催

伊勢神宮（内宮）において、新年恒例の安全祈願祭・新春賀詞交換会を開催しました。新型コロナウイルス感染症対策のため、連合会長、地区協会長、連合会理事・監事・災防団体等、少人数で県内事業場の安全を祈願しました。

◆3月9日 三重県産業医研修連絡協議会に出席

令和4年度第2回協議会が開催され、令和5年度の事業計画等について協議しました。

◆3月14日 労働福祉部会を開催

令和4年度事業の進捗状況、令和5年度の事業計画等について意見をお聞きしました。また、三重労働局から労働基準部長をお招きし、令和5年度の労働基準行政の動向・重点等についてご説明・ご指導を頂きました。

◆3月15日 総務部会、16日 安全衛生部会を開催

令和4年度事業の進捗状況、予算の執行状況等について説明し、令和5年度事業計画等について意見をお聞きしました。

連合会からのお知らせ

「令和5年度安全衛生セミナー(衛生管理者の集い)」開催のお知らせ

事業場における安全衛生管理の向上を目的とした安全衛生セミナー（衛生管理者の集い）を開催致します。

日 時：4月20日（木） 13：00～17：00

場 所：近鉄四日市アートホール（近鉄百貨店四日市店11F）

内 容：・第14次労働災害防止計画について（三重労働局）
・改正労働安全衛生法等のポイント（三重労働局）
・作業行動による労働災害防止について（労働安全衛生コンサルタント）

お問合せ先：一般社団法人三重労働基準協会連合会

参加費は無料です。
どなたでもご参加して
いただくことができます。
是非ともご参加
をお願いします。

（一社）三重労働基準協会連合会事務所移転のお知らせ

このたび、下記の住所へ移転することになりました。つきましては令和5年4月28日をもって現事務所を閉鎖し、令和5年5月8日より新事務所にて業務を開始いたします。

これを機に職員一同さらなる精進を重ねてまいりますので今後とも一層のご支援・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

新住所：〒514-0028 三重県津市東丸之内33番1号 津フェニックスビル7階

（津駅東口から三重交通バス乗車、「三重会館前」で降りて、徒歩約10分）

電話番号：059-227-1051（変更なし） FAX番号：059-227-1739（変更なし）

労働安全法令改正に伴う新たな講習会を実施します

【化学物質管理者講習（製造）】

自律的管理を基軸とする化学物質規制が導入されています。2024年4月からは化学物質を製造し、または取り扱う事業場については、化学物質管理者を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理など、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させる必要があります。当連合会では、2023年7月から化学物質管理者養成のための研修を実施します。

【マスクフィットテスト実施者研修】

特定化学物質障害予防規則が改正され、金属アーク溶接作業を継続して行う屋内作業場については年1回呼吸用保護具のマスクフィットテストを実施することが義務付けられました（2023年4月1日～）。当連合会では、2023年4月から事業場におけるマスクフィットテスト実施者の養成研修を実施します。

講習会（養成講習、特別教育、研修等）予定

種 別		実施月日	会 場	受講費用
養成講習・特別教育・研修等	安 全 衛 生 推 進 者 養 成 講 習	4 月 6 日～7 日	津フェニックスビル6階講習会場	13,080円
	安 全 衛 生 推 進 者 養 成 講 習	7 月25日～26日	津フェニックスビル6階講習会場	13,080円
	衛 生 推 進 者 養 成 講 習	6 月20日	津フェニックスビル6階講習会場	8,900円
	安 全 管 理 者 選 任 時 研 修	5月23日～24日	津フェニックスビル6階講習会場	11,650円
	産 業 用 ロ ボ ッ ト 教 示 等 業 務 特 別 教 育	6 月13日～14日	ホンダアクティブランド（鈴鹿）	11,980円
	産 業 用 ロ ボ ッ ト 検 査 等 業 務 特 別 教 育	7 月19日 20・21日	NDSソリューション（四日市）	23,530円
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	5 月 9 日	鈴鹿地域職業訓練センター	12,640円
	リスクアセスメント実務研修（中災防と協力）	7 月18日	津フェニックスビル6階講習会場	31,680円
	化 学 物 質 管 理 者 講 習（製 造）	7 月 6 日～7 日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	未 定
	マスクフィットテスト実施者養成研修	4 月18日	津フェニックスビル6階講習会場	20,900円
	第 1 種 衛 生 管 理 者 免 許 試 験 受 験 準 備 講 習	4 月25日～27日	津フェニックスビル6階講習会場	19,240円
	安全衛生セミナー（衛生管理者の集い）	4 月20日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	無 料

令和5年4月～7月の講習会(技能講習)予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

種 別		実施月日	会 場	受講費用
技 能 講 習	プレス機械作業主任者技能講習	5月16日～17日	津フェニックスビル6階講習会場	11,540円
	乾燥設備作業主任者技能講習	6月6日～7日	津フェニックスビル6階講習会場	11,650円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	4月13日～14日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	4月27日～28日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	12,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	5月9日～10日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	5月30日～31日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	12,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	6月8日～9日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	6月29日～30日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	12,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	7月13日～14日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者 技 能 講 習	7月27日～28日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	12,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	4月25日～26日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	12,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	5月23日～24日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	12,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	6月1日～2日	津フェニックスビル6階講習会場	12,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	6月27日～28日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	12,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	7月11日～12日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	12,530円
	石綿作業主任者技能講習	4月11日～12日	津フェニックスビル6階講習会場	11,980円
	石綿作業主任者技能講習	5月11日～12日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	11,980円
	石綿作業主任者技能講習	6月29日～30日	津フェニックスビル6階講習会場	11,980円
	石綿作業主任者技能講習	7月4日～5日	鈴鹿地域職業訓練センター	11,980円
	建築物石綿含有建材調査者	5月25日～26日	鈴鹿地域職業訓練センター	48,280円
	建築物石綿含有建材調査者	6月6日～7日	近 鉄 百 貨 店 四 日 市 店	48,280円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者 技 能 講 習	4月19日～21日	北勢自動車協会（四日市）	15,610円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者 技 能 講 習	5月17日～19日	北勢自動車協会（四日市）	15,610円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者 技 能 講 習	6月21日～23日	北勢自動車協会（四日市）	15,610円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者 技 能 講 習	7月19日～21日	北勢自動車協会（四日市）	15,610円
	ガス溶接技能講習	4月14日～15日	ポリテクセンター三重（四日市）	13,750円
	ガス溶接技能講習	5月27日～28日	ポリテクセンター伊勢	13,750円
	ガス溶接技能講習	6月2日～3日	ポリテクセンター三重（四日市）	13,750円
	ガス溶接技能講習	7月15日～16日	鈴鹿地域職業訓練センター 富士電機(株)鈴鹿工場	13,750円
	高所作業車運転技能講習	6月13日～14日 15日・16日	津フェニックスビル6階講習会場 中部電力中勢配電訓練所(美里)	免除なし43,990円 1号免除37,500円 2号免除39,590円

- (1) 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ(ダウンロード可能)し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご要望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。
- (2) 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。
- (3) 受講費用は消費税・テキスト代を含んでいますが、消費税・テキスト代が変更された場合には改定することがありますのでご確認ください。
- (4) 県内の各地区労働基準協会の会員事業場(非会員)で一部の受講料が異なります。また、会員事業場は、テキスト代を補助しています。上記受講料は会員事業場向けとなっています。一般事業場(非会員)は、連合会のホームページで受講費用をご確認ください。
- (5) **養成講習、特別教育等については前頁に記載。**